

仕 様 書

1 借入物品等名および数量

ノート型パソコン 42 台

2 借入期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日 (60 箇月)

3 機器の仕様

(1) CPU

搭載する CPU はインテル Core i5 (第 12 世代) またはこれと同等以上のもの (同社製の CPU に限る) であること。なお、例示されたものでない場合は、仕様を満たすことを証明する書類を添えること。

(2) メインメモリ

メインメモリ容量は、8GB 以上とし、応札機器の純正品を使用すること。

(3) 内蔵ディスプレイ

ア 画面サイズ : 15.6 インチ～16 インチ

イ 最大表示解像度 : 1,366×768 ドット以上 1,920×1,080 ドット以下

ウ 表示方法 : TFT 方式

エ 表示 : 1,620 万色同時表示 (ディザリングによる表示でも可。)

オ ノングレアタイプであること。

(4) 本体の重量

カタログ上の最低重量が 2.10kg 以下であること。

(5) キーピッチ

18mm 以上であること。

(6) キーボード配列

JIS 配列準拠であること。また Windows キーを備えること。

(7) ポインティングデバイス

内蔵されていること。

(8) 補助記憶装置

内蔵 SSD とし、128GB 以上の容量を有すること。

(9) インターフェース

ア USB3.2 ポート (Type-A) × 2 または USB3.1 ポート (Type-A) × 2 以上または、USB3.0 ポート (Type-A) × 2 以上

イ USB3.2 ポート (Type-C) × 1 または USB3.1 ポート (Type-C) × 1 以上

ウ 内蔵 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 LAN ポート × 1 以上

エ HDMI 出力端子 × 1 以上

オ マイク入力／ヘッドホン出力 (3.5mm φ ステレオミニジャック) × 1 以上

- | | | |
|------|-----------------|---|
| (10) | サウンド機能 | サウンド機能を有すること。 |
| (11) | ウェブカメラ・マイク | 内蔵されていること。 |
| (12) | 無線 LAN インターフェース | 無線 LAN (IEEE802.11/a/b/g/n/ac/ax 準拠) のインターフェースを有すること。 |
| (13) | バッテリー駆動時間 | 6.5 時間以上 (アイドル状態) であること。 |
| (14) | セキュリティチップ | 搭載すること。 |
| (15) | グリーン購入調達方針 | 「富山県グリーン購入調達方針」に定める判断基準に適合したものであること。 |
| (16) | サプライチェーン対策 | <p>サプライチェーンリスク対策として、パソコン本体の情報セキュリティ対策を確保するため、以下の事項を満たすものであること。</p> <p>ア 部品の生産や組み立て等、ハードウェアやソフトウェアの製造工程において、不正な改造を加えられないよう適切な措置がとられていること。また、製造工程の管理体制が適切に整備されていること。</p> <p>イ 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程において、不正な改造が加えられていないことを保証する管理体制があること。</p> <p>ウ 不正改造や不正プログラムの埋め込み等、不正な変更が加えられないようセキュリティ確保のための基準 (セキュリティポリシー等) が整備されていること。</p> |
| (17) | 工場出荷時の OS | Windows11 Professional 64bit 版とすること。 |
| (18) | メーカー | 日本国内メーカーに限る。ただし、生産拠点は日本国内に限定しない。 |

4 ソフトウェアの仕様

- (1) OS は Windows11 Enterprise 64bit 版を利用すること。
- (2) 以下のソフトウェアについて導入を予定しているため、このインストール作業等に支障の出ないようにすること。
 - ① Microsoft Office LTSC
 - ② Microsoft Teams
 - ③ ウィルスソフトウェア
 - ④ PDF 閲覧ソフトウェア (Acrobat Reader DC for Windows 日本語版最新リビジョン)
 - ⑤ Windows Media Player 日本語版最新版
 - ⑥ 「ほのぼの」シリーズ 財務会計システム
 - ⑦ 障害福祉サービス費等請求システム ほのぼの more

- (3) この他、メーカー独自のソフトウェア等、発注者において使用しないソフトウェアはインストールできること。

5 設定作業

(1) 配備前に実施するクライアント設定作業

ア 発注者の指示によりマスター機を作成し、このイメージデータを全クライアントに設定すること。
なお、インストールするソフトウェア等のライセンスに関して、OS や Microsoft Office は発注者保有の Microsoft のライセンスを用いるものとする。

イ 各クライアントに以下の内容を記載した識別シールをそれぞれ貼付すること。

- ① 調達室課名、クライアント管理番号、コンピュータ名、設置室課名、IP アドレス
- ② 受注業者名、賃貸期間

ウ Bit Locker による暗号化を行うこと。

エ 無線 LAN 利用のための証明書発行に必要となる MAC アドレス情報およびそのコンピュータ名を現地展開までに発注者に提出すること。

(2) クライアント配備作業

ア 配備スケジュール案を作成し、発注者の承認を受けること。

イ 別紙「配備場所」へのクライアントの配備を行うこと。

(3) 配備場所で実施するクライアント設定作業

ア ネットワークの設定

イ ドメインへの参画

ウ 以下のソフトウェア等をインストールするとともに、セキュリティパッチ最新版の適用を行うこと。

- ① Office ソフト (Microsoft Office LTSC)
- ② ウィルス対策ソフト (ESET PROTECT Entry)
- ③ PDF 閲覧ソフト (Adobe Acrobat Reader DC for Windows 最新版)
- ④ Microsoft Teams ソフト

エ プリンタドライバのインストール

設置する所属毎に発注者が指定するプリンタのドライバをインストールし、ネットワークプリンタとして利用するのに必要な設定を行い、現地にてテストプリント等により動作確認すること。

オ GPO の適用

詳細な設定情報等は発注者の指示に従うこと。

カ BIOS の設定 (Wake On LAN の無効化等)

キ 新旧のクライアントをネットワークケーブルで繋ぎデータ移行を行うこと。

移行データは利用者が事前に指定する場所 (D ドライブ上等) に 1 か所に集める。OA タップ等、その他必要な部材は受注者が準備すること。作業場所は、原則として職員の執務室とするが、現地職員と協議の上、別室での作業も可。

ク Outlook 利用端末の設定及びメールデータやアドレス帳等の移行

詳細な設定情報等は発注者の指示に従うこと。

(4) 配備場所での動作確認

クライアント配備場所へ設置後、次の項目について動作確認し、その結果を書面で提出すること。

ア 画面表示

ノート型パソコン、パソコンモニターの両方において、画面表示が正常かどうか確認すること。

イ ワードプロセッサ、表計算、データベース等のソフトウェア

ワードプロセッサ、表計算、データベース等のソフトウェアが正常に起動、終了できることを確認すること。

ウ PDF 閲覧ソフトウェア

別途指定する PDF ファイルが閲覧できることを確認すること。また、ブラウザから PDF ファイルが閲覧できることを確認すること。

エ 電子メールソフトウェア (Outlook 利用端末のみ)

電子メールソフトウェア (Outlook) の動作確認を行うこと。

オ ドメインへの参画

クライアントを利用する職員が自身のアカウントで各施設のドメインにログオンできることの確認を受けること。

(ア) 高志ライフケアホーム	preftoyamagwc.onmicrosoft.com
(イ) 高志ワークセンター・ワークホーム	selp-toyama-koshi.jp
(ウ) 九重荘	kokonoesou.jp

カ ウイルス対策ソフトウェア

ウイルス定義ファイルの状況等につき、発注者が指定したものとなっているか確認すること。

キ ファイル共有

「オ」のアカウントでログオン後、共有フォルダのファイルの読み込み及び書き込みが正常に行えることの確認を受けること。

ク ネットワークプリンタ出力

共有ネットワークプリンタからの出力が正常に行えることを確認すること。

ケ 無線接続

無線 AP と PC を接続させること。また、別途発注者より提供される証明書を PC へ適用すること。詳細な設定内容は発注者と協議すること。

コ MDM ソフトウェア

調達 PC がドメイン参加した後に MDM ソフトウェアへ登録すること。なお、MDM の要件として下記を満たすこと。

- (ア) リモートロックができること
- (イ) リモートワイプ (データ消去) ができること
- (ウ) 位置情報履歴の取得ができること

(エ) 受注者が MDM ソフトウェアの設計・構築を対応できること

(オ) 受注者が MDM ソフトウェアの保守（ヘルプデスク）サービスを提供できること

6 配備場所

別紙「PC 配備場所リスト」のとおり

7 リース期間満了時の取り扱い

リース期間満了にあたり、次の作業を行うこと

- (1) 引き上げ機器を集約できる場所を納入場所近郊に確保しておくこと。なお、納入場所の近くに事業所がある場合等、納入場所近郊に集約しなくとも緊急時等に引き上げた機器を納入場所にすぐ持ち込むことができる場合はこれを確保する必要はない。
- (2) 発注者が指定する期間に、指定の場所から機器引き上げが完了できるよう計画を策定し、発注者の承認を得ること。また、承認を得た計画に従い引き上げを行うこと。
- (3) 発注者指定の方法により機器内部のデータが消去されていることを確認し、その結果について書面またはデータで報告すること。
- (4) 引き上げた機器については受注者の責任で処分すること。処分については、小型家電リサイクル法に基づいた処分を想定しているが、具体的な処分方法については発注者と協議すること。

情報セキュリティならびに持続可能な社会の実現の観点から、受注者（または受注者からデータ消去業務の再委託を受ける業者）は、ISO/IEC27001 および R2v3 認証の両方の認証取得を証明できること。

賃貸借期間満了後、本調達機器に含まれるすべての記憶媒体についてデータ消去を実施すること。データ消去方法については、乱数上書きソフト、磁気破壊によるものとし、これらの方法によるデータ消去が不可能な場合は、物理破壊により行うこと。

8 附属品

- | | |
|--|-----|
| (1) ノート型パソコンのハードウェアマニュアル（電子版） | 1 式 |
| (2) ノート型パソコンを工場出荷時の状態に戻せるリカバリ DVD（USB 可） | 1 式 |
| (3) ノート型パソコンの納品時のリカバリ DVD（USB 可） | 1 式 |
| (4) ノート型パソコンのリカバリ手順書（電子版） | 1 式 |
| (5) ノート型パソコン設定手順書（電子版） | 1 式 |
| (6) ノート型パソコンマスター設計書（電子版） | 1 式 |

9 納入条件

- (1) 各機器は、同一機種を新品で納入すること。
- (2) 納入時には、クライアントがすべての仕様を満足し、正確かつ完全に作動し、直ちに使用可能であること。

- (3) 納入に当たっては、発注者担当職員と十分に打合せを行い、その指示に従うこと。
- (4) 借入期間中の修理については、本契約とは別に発注者の費用でこれを行う。ただし、本仕様書 10(1)の期間内は追加費用なしで受注者が修理すること。なお、修理するか否かの判断は発注者の裁量とし、修理しないと判断したものもリース期間満了時に本仕様書 7(2)の規定に基づき引き上げを行うこと。
- (5) 必要に応じて 1 か月単位で借入期間の延長ができること。

10 保証等

- (1) 借入期間開始より 1 年間は無償保証とすること。
- (2) 本ノート型パソコンに係る修理、部品提供等のアフターサービスを、納入後 5 年間にわたり行うことができること。
- (3) 機器障害が発生した場合の連絡先(電話番号、電子メールアドレス、担当者名等)及びサポート体制を記した文書を、発注者に提出すること。
- (4) 機器引渡し後に生じた、初期不良等の不具合については発注者と協力し、責任を持って迅速に対応すること。
- (5) パソコン配備から借入期間開始後 1 ヶ月経過までの間にクライアントに障害が発生した場合は、現地で障害内容を確認し、必要な対応を行うこと。ここで発生した障害が継続している場合は、借入期間開始後 1 ヶ月経過後であってもこれを完了させること。また、障害の発生したクライアントを回収する必要がある場合は、本更新のクライアントの中から発注者が指定する予備機を別途配備すること。
- (6) 本賃貸借物件については、動産総合保険を付保すること。

11 作業管理等

- (1) 作業を担当する業務従事者の選任等
 - ア 受託者は作業を担当する業務従事者の選任に当たり十分な知識、技能及び経験を有し、かつ業務を適切に実施することができると認められる技術者を選任するものとする。
 - イ 受託者は前項の業務従事者のうちから、業務に従事する責任者としてその実施に関する連絡及び確認を行う主任担当者をあらかじめ選任するものとする。
 - ウ 受託者は前項の主任担当者を選任し、又は変更するときは、契約締結後速やかに書面をもって発注者に通知し、その承認を受けるものとする。
 - エ 受託者は主任担当者のほか業務従事者および実施体制を記載した一覧表を作成して、契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 契約締結後速やかに、更新作業にかかる作業計画表を作成・提出し、発注者と協議を行った上でその承認を受けるものとする。

12 秘密の保持

- (1) 受託者は、委託業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の実施における発注者の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書（業務委託契約第17条1項ただし書（同条3項において準用する場合を含む。）の規定による再委託又は再々委託の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（(3)において「再委託等の相手方」という。）の誓約書の写しを含む。）を発注者に提出するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の実施における発注者の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を提出させ、その写しを発注者に提出するものとする。

13 セキュリティ確保

- (1) 受託者は、配備作業段階及び配備完了後において、データ等を本業務以外に使用し、第三者に提供してはならないものとする。また、業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならないものとする。
- (2) 受託者は、試験の実施に際し、個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合は、発注者の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要となる範囲を超えて使用してはならないものとする。

14 検収

本仕様書に基づき、機器の構成と物品等のすべての機能が満たされて作動することを確認した後検収する。

15 納入場所および納入期限

納入期限は令和7年9月30日とするが、事前に発注者が指定する日時及び場所へ配送、納入すること。

（想定するスケジュール）

令和7年8月中	発注者へ3台先行納入
令和7年9月以降	順次、指定場所に配送
令和7年9月30日	指定場所に全体配送完了

仕様書別紙

PC 配備場所リスト

PC 配備場所	住所	台数	備考
0004-1200 九重荘	富山市流杉 177 番 3	5	
0004-1300 高志ワークホーム	富山市下飯野 36 番地	1	旧高志リハビリ病院 3 階
0004-1400 高志ライフケアホーム	富山市下飯野 36 番地	15	
0004-1500 高志ワークセンター	富山市下飯野 36 番地	19	所長室、医務室、事務室
予備機	富山市下飯野 36 番地	2	